

前橋市貯水槽水道衛生管理要領

平成 2 4 年 1 0 月 2 9 日 伺 定

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 本要領は、水道法（昭和 3 2 年法律第 1 7 7 号、以下「法」という。）

第 1 4 条第 2 項第 5 号で定める貯水槽水道について、その管理の適正を図るために必要な事項を定め、衛生的で安全な水道水の供給を確保することを目的とする。

(用 語 の 定 義)

第 2 条 本要領の用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 水道事業

法第 3 条第 2 項に規定される水道事業。一般需要に対し水道水を供給している上水道（計画給水人口 5 , 0 0 1 人以上）及び簡易水道（計画給水人口 1 0 1 人～ 5 , 0 0 0 人）を指す。

(2) 水槽

建物内に飲用に適する水を供給するため、水道事業から供給される水道水を貯留するために設けられた水槽の総称。受水槽、高置水槽、中継水槽などがある。

(3) 受水槽

水道事業から供給される水道水を直接受けるために設けられた水槽。一般には地上又は地下にあるが、増圧ポンプ等により直接屋上等に設置した水槽に水道水を受ける場合は、これを受水槽とする。

(4) 高置水槽

受水槽又は中継水槽から揚水ポンプによって建物の屋上等の高層で水道水を受け、下層へ供給する水槽。増圧ポンプ等により直接屋上等に設置した水槽に水道水を受ける場合は、これを受水槽とする。

(5) 中継水槽

高層建築物等で直接高置水槽へ揚水できない場合に、途中に設けて中継する水槽。

(6) 有効容量

ア 受水槽において適正に利用可能な容量であって、水槽の最高水位と最低水位との間に貯留する水量をいう。受水槽が 2 つ以上ある場合はその合計とし、直接水道水を受けない高置水槽、中継水槽の容量は含

まれない。

イ 設置届の有効容量は設置者が届け出た容量とする。

(7) 貯水槽水道

水道事業の水道又は専用水道以外の水道で、水道事業から供給される水道水のみを受水槽を経由して給水する水道。

なお、受水槽の有効容量により簡易専用水道と小規模貯水槽水道に区分される。ただし、消防用設備等として設置されるもの及び事業所に設置されるものであって、全く飲用に供されることのないものは除く。

(8) 簡易専用水道

法第3条第7項に定める水道。貯水槽水道のうち、受水槽の有効容量の合計が10m³を超えるもの。

(9) 小規模貯水槽水道

貯水槽水道のうち、受水槽の有効容量の合計が10m³以下のもの。

(10) 管理者

簡易専用水道の設置者から管理業務を依頼された者。

(11) 登録検査機関

法第34条の2第2項の規定により厚生労働大臣の登録を受けた簡易専用水道の管理の検査を行う検査機関。検査を行う区域（都道府県）が指定されている。

(12) 法定検査

法第34条の2第2項の規定により簡易専用水道の設置者が定期に受ける義務のある施設管理の検査。

（対象施設）

第3条 本要領の対象施設は前橋市内に設置する貯水槽水道とする。ただし、国が設置する簡易専用水道を除く。

第2章 簡易専用水道

（届出制）

第4条 簡易専用水道の設置者（以下、この章において「設置者」という。）は、次の事項について各様式により保健所長にすみやかに届け出ること。

(1) 簡易専用水道を設置したとき（様式第1号）

(2) 設置届の内容を変更したとき（様式第2号）

(3) 簡易専用水道を休止又は廃止したとき（様式第3号）

(4) 簡易専用水道を再開したとき（様式第4号）

(5) 簡易専用水道のうち、使用水量の減少等により、受水槽内に水道水が

長時間滞留し残留塩素が不検出になった場合などの半永久的な措置として、有効容量を10 m³以下で使用するようになったときは、廃止届を提出する。(小規模貯水槽水道として取り扱う。)

(設置者の責務)

第5条 設置者は、法第34条の2の規定及び関係法令等により、当該簡易専用水道を管理し、その状況に関する検査を受けなければならない。

1 管理者

(1) 設置者は、自らが管理を行わないときは、管理を代行する管理者を定めること。【昭和53年4月26日環水第49号厚生省通知】

(2) 管理者は、槽の清掃、水質検査等について専門的な知識を有する者が望ましい。【昭和53年4月26日環水第49号厚生省通知】

2 水槽の清掃

(1) 設置者は、毎年1回以上定期に行うこと。【法施行規則第55条第1号】

(2) 水槽の清掃は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（以下「建築物衛生法」という。）に基づき建築物の飲料水の貯水槽の清掃事業の登録を受けた業者を活用することが望ましい。【昭和53年4月26日環水第49号厚生省通知】

3 水槽の汚染防止措置

(1) 設置者は、水槽の亀裂等によって有害物、汚水等の混入がないよう定期的に点検を行い、欠陥を発見した時は、すみやかに改善の措置を講ずること。【法施行規則第55条第2号】

(2) 設置者は、事件・事故防止のため、次の項目について遵守すること。

ア 受水槽の通気管及び通気笠カバーが容易に取り外せないものであること。(水槽周囲に侵入防止措置が講じられている場合を除く)

イ 高置水槽の通気管及び通気笠カバーが容易に取り外せないものであること。(水槽周囲に侵入防止措置が講じられている場合を除く)

(3) 設置者は、地震、凍結、大雨等水質に影響を与えるおそれのある事態が発生したときは、すみやかに点検を行うこと。【昭和53年4月26日環水第49号厚生省通知】

4 給水栓における水質検査

(1) 設置者は、水の安全性を確保するため、給水栓における水の色、濁り、臭い、味等の異常の有無及び残留塩素の有無に関する検査を定期的に行い、記録すること。【昭和53年4月26日環水第49号厚生省通知、平成8年7月18日衛企第81号・衛水第229号厚生省通知】

(2) 設置者は、給水栓における定期検査は7日以内ごとに1回行うよう努

めること。【建築物衛生法施行規則第4条第1項第7号準拠】

- (3) 設置者は、給水栓における残留塩素濃度は、遊離残留塩素が0.1 mg/L（結合残留塩素の場合0.4 mg/L）以上保持するように努めること。【法施行規則第17条第1項第3号準拠】

5 水質異常時の措置

- (1) 設置者は、給水栓において水の色、濁り、味等の状態や残留塩素が検出されない等から異常を認めたときは、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表の上欄に掲げる事項のうち必要な項目について検査を行うこと。【法施行規則第55条第3号】
- (2) 設置者は、供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。【法施行規則第55条第4号】
- (3) 設置者は、上記の対応をしたときは、直ちに保健所へ報告すること。
【法第39条第3項】

6 施設管理の検査

- (1) 設置者は、当該簡易専用水道の管理について毎年1回以上定期的に登録検査機関の法定検査を受けること。【法施行規則第56条第1項】
- (2) 設置者は、法定検査項目を遵守すること。【平成15年7月23日付け厚生労働省告示第262号】
- (3) 設置者は、前号のほか、同条第3項第2号の項目についても遵守すること。
- (4) 設置者は、法定検査の結果、水道水の供給について衛生上の問題があるとして次のいずれかに該当すると認められたときは、すみやかに対策を講ずるとともに、直ちに保健所にその旨を報告すること。
- ア 汚水槽その他排水設備から水槽に汚水若しくは排水が流入し、又はそのおそれがある場合
 - イ 水槽内に動物等の死骸がある場合
 - ウ 給水栓における水質の検査において、異常が認められる場合
 - エ 水槽の上部が清潔に保たれず、又はマンホール面が槽上面から衛生上有効に立ち上がっていないため、汚水等が水槽に流入するおそれがある場合
 - オ マンホール、通気管等が著しく破損し、又は汚水若しくは雨水が水槽に流入するおそれがある場合
 - カ その他検査者が水の供給について特に衛生上問題があると認める

場合

【法第39条第3項、平成15年7月23日付け厚生労働省告示第262号】

ただし、上記の報告は、登録検査機関が代行することができる。【平成22年3月25日健水発第0325第5号厚生労働省通知】

7 書類の整理・保管

設置者は、次に掲げる書類を整理し、備えておくこと。

- (1) 簡易専用水道の設備の配置及び系統を明らかにした図面
- (2) 受水槽の周囲の構造物の配置を明らかにした平面図
- (3) 水槽の清掃の記録
- (4) その他の管理についての記録（点検記録、水質検査の記録等）

【平成15年7月23日厚生労働省告示第262号】

8 その他

建築物衛生法の適用がある簡易専用水道については、次により管理すること。

- (1) 建築物衛生法の規定により管理されるものであること。【建築物衛生法施行令第2条第2号イ】
- (2) 建築物衛生法の規定により管理される簡易専用水道の法定検査は、書類を提出することにより検査を受けることができる。ただし当該書類は建築物衛生法第10条に規定する帳簿書類に基づき記入するものとする。【平成15年7月23日厚生労働省告示第262号】

（保健所の指導監督）

第6条 保健所は、次に定める簡易専用水道に関する指導監督を行うものとする。

- (1) 保健所長は、簡易専用水道の管理の適正を確保するために必要があると認めるときは、設置者から簡易専用水道の管理について必要な報告を徴し、又は当該職員をして簡易専用水道の用に供する施設の在る場所若しくは設置者の事務所に立ち入らせ、その施設、水質若しくは必要な帳簿書類を検査させることができる。【法第39条第3項】
- (2) 前号の規定により立入検査を行う場合には、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。【法第39条第4項】
- (3) 保健所長は、簡易専用水道の管理が法施行規則第55条の管理基準に適合していないと認めるときは、設置者に対して、期間を定めて、当該簡易専用水道の管理に関し、清掃その他必要な措置を採るべき旨を指示

することができる。【法第 36 条第 3 項】

- (4) 保健所長は、設置者が、前号の規定に基づく指示に従わない場合において、給水を継続させることが当該水道の利用者の利益を阻害すると認めるときは、その指示に係る事項を履行するまでの間、当該水道による給水を停止すべきことを命ずることができる。【法第 37 条】

第 3 章 小規模貯水槽水道

(設置者の責務)

第 7 条 小規模貯水槽水道の設置者（以下、この章において「設置者」という。）は、前橋市水道事業給水条例（平成 5 年 3 月 30 日条例第 19 号）第 39 条第 2 項の規定により、当該小規模貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

(保健所の指導監督)

第 8 条 保健所は、次に定める小規模貯水槽水道に関する指導監督を行うことができる。

- (1) 保健所長は、小規模貯水槽水道の管理の適正を確保するために、設置者に協力を求め、管理状況等について報告を求めることができる。【昭和 62 年 1 月 29 日付け衛水第 12 号厚生省生活衛生局長通知「飲用井戸等衛生対策要領の実施について」】
- (2) 保健所長は、小規模貯水槽水道の衛生の確保を図るため、設置者に対して指導することができる。【昭和 62 年 1 月 29 日付け衛水第 12 号厚生省生活衛生局長通知「飲用井戸等衛生対策要領の実施について」】

附 則

この要領は、平成 24 年 10 月 29 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 1 月 16 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 5 月 15 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 11 月 17 日から施行する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

簡易専用水道設置届

年 月 日

（宛先）前橋市保健所長

設置者 住所

氏名

電話

（法人又は組合にあっては主たる事務所
の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

次のとおり簡易専用水道を設置したので、前橋市貯水槽水道衛生管理要領
第 4 条第 1 号の規定により届け出ます。

施 設 の 名 称						
簡易専用水道 の 所 在 地						
管理者及び連絡先 ※設置者と異なる場合		氏名又は名称 (電話)				
用 途		延 べ 床 面 積	m ²			
利 用 者 数	人	受 水 す る 水道事業者名				
ビル管理法 適用の有無	有 ・ 無	受水槽の使用 開始年月日	年 月 日			
施 設 の 概 要	受 水 槽	設 置 場 所	1 建物の中 2 建物の外 3 その他 ()			
		位 置	1 地下式 2 地上式 3 その他 ()			
		材 質				
		有効容量(m ³)	m ³			
	高 架 水 槽	設 置 場 所	1 建物の中 2 建物の外 3 その他 ()			
		位 置	1 地下式 2 地上式 3 その他 ()			
		材 質				
		有効容量(m ³)	m ³			
	そ の 他 水 槽		地下：		地上：	
滅 菌 機 (二次滅菌機の有無)		有 ・ 無	滅菌の方法			

（添付書類）①敷地内の簡易専用水道の配置図 ②簡易専用水道の構造図及び仕様書

様式第 2 号（第 4 条関係）

簡易専用水道変更届

年 月 日

（宛先）前橋市保健所長

設置者 住所

氏名

電話

（法人又は組合にあっては主たる事務所
の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

簡易専用水道を次のとおり変更したので、前橋市貯水槽水道衛生管理要領
第 4 条第 2 号の規定により届け出ます。

施 設 の 名 称		
簡易専用水道 の 所 在 地		
変 更 年 月 日		年 月 日
変 更 事 項	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 の 理 由		

様式第 3 号（第 4 条関係）

簡易専用水道休止（廃止）届

年 月 日

（宛先）前橋市保健所長

設置者 住所

氏名

電話

（法人又は組合にあっては主たる事務所
の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

簡易専用水道を次のとおり 休止 したので、前橋市貯水槽水道衛生管理
廃止
要領第 4 条第 3 号の規定により届け出ます。

施 設 の 名 称	
簡易専用水道 の 所 在 地	
休止又は廃止 した 年 月 日	年 月 日
休止の場合は そ の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
休止又は廃止 の 理 由	

様式第 4 号（第 4 条関係）

簡易専用水道再開届

年 月 日

（宛先）前橋市保健所長

設置者 住所
氏名
電話

（法人又は組合にあっては主たる事務所
の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

簡易専用水道の使用を次のとおり再開したので、前橋市貯水槽水道衛生管理要領第 4 条第 4 号の規定により届け出ます。

施 設 の 名 称	
簡易専用水道 の 所 在 地	
再 開 年 月 日	年 月 日
備 考	